

鳥取県告示第 549 号

平成 11 年鳥取県告示第 751 号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
			倉吉市伝 統的建造 物群・ポ ケットパ ーク周辺 地区	倉吉市	1 倉吉市打吹玉川伝統的 建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁 目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉 町線 3 県道倉吉福本線の次の 区間（北側歩道に限る。） 起点 市道仲ノ町明治 町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治 町線 4 倉吉市仲ノ町及び東仲 町の各一部（つつじ公園 及びポケットパーク周辺 の区域)
			倉吉市関 金町清流 遊YOU 村地区	倉吉市	1 倉吉市関金町小泉の 一部（清流遊YOU村 の区域） 2 市道小泉線の次の区 間 起点 御崎原橋 終点 倉吉市関金町 小泉字屋敷通 246 地先
境港市水 木しげる ロード地 区	境港市	1 市道境港駅岬町線の 次の区間 起点 県道境港停車 場線 終点 境港市本町 29-2 地先	境港市水 木しげる ロード地 区	境港市	1 市道境港駅岬町線の 次の区間 起点 県道境港停車 場線 終点 境港市本町 29-2 地先

	<p>2 県道境港停車場線の 全線</p> <p>3 境港市大正町の一部 (境港駅前広場の区 域)</p>		<p>2 県道境港停車場線の 全線</p> <p>3 境港市大正町の一部 (境港駅前広場の区 域)</p>
略		略	
2 略		2 略	